

標準的な交付対象経費の考え方について

	交付事業に要する主な経費	
	交付対象経費（事業目的の遂行上必要な経費に限る）	交付対象外経費
賃金	・イベント等での警備に係る賃金等、一時的に人員等を雇用するために要する臨時的な経費	・職員人件費（見合い分含む）
謝金 報償費	・講演会・研究会等の講師への謝礼金、演奏会・アトラクション等の出演料、演技・演奏等の指導料や賞品	・賞品（景品、金券） ・交付対象事業者の構成員に対する謝礼や人件費的な事務経費
旅費	・イベント等での講師・出演者・指導者及び調査研究事業に係る交通費・宿泊料（食事代は除く）	・使途を明確に出来ない日当等
食糧費	・特産品のPR等のためイベントで無償提供される試食等や炊出し訓練等の実施に係る必要最低限の食材費	・懇親会経費、会議等での飲料・茶菓・弁当代 ・イベント等で有償提供する食材費
消耗品費	・記念品、景品（交付対象事業に関連し、かつ地域PRに資するものであり、配布対象者が限定されないものに限る） ・文具類	・記念品、景品（金券、著しく高額な品） ・スタッフジャンパーなど
印刷製本費	・無償配布するポスター・パンフレット・チラシ等の印刷代 PR・記録用写真の現像料	・交付対象事業以外が主な内容であるポスター・パンフレット・チラシ等の印刷代 ・事務局等が使用した見合い分のプリンターインク代、コピー用紙代など
修繕費		・施設・器具・備品等の修繕費
通信運搬費	・電話料、郵便料、送料、運搬料など ※イベント案内やポスター発送代、イベントに必要な物品等の運搬経費、郵送料（切手代含む）など、使途が特定でき、発送先リストや受払簿があるものに限る。	・対象外事業に係る通信運搬費
水道光熱費	・電気料金、ガス料金、上下水道使用料金のうち、対象事業使用分を客観的根拠により区分けできるもの。	・対象外事業に係る水道光熱費 ・事務局等が使用した見合い分など区分けが出来ないもの
広告料	・新聞、テレビ、ラジオ、折り込み、インターネットなどの広告料	・企業広告に該当する部分
手数料	・対象経費に係る振込手数料など	・対象外経費の振込手数料 ・キャンセル料（事業が実施出来なくなった場合の事業費も対象外）
傷害・賠償 保険料	・事業実施に係る障害・賠償保険料 ※保険証券、申込書等で付保内容が確認できるもの	左記以外
委託費	・警備委託費等	・以前から開設しているホームページの更新に係る費用
使用料及び 賃借料	会場、機器などの借上料	・お祭りイベントの販売ブースなど、販売行為のための使用料、機器の借上料に該当する部分
備品購入費	・原則対象外 ※事業実施に必要な不可欠な備品と認められる場合は、交付対象経費の5分の1を限度に対象とする。	地域防災力強化事業を除き、原則対象外